

(別紙)

諮問番号：令和3年度諮問第11号

答申番号：令和3年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、請求人の妻（以下「妻」という。）は、令和2年7月9日付け診断書及び同月22日付け診断書において、いずれも就労困難という意見が付されているから、妻に稼働能力があることを前提に行われた原処分（生活保護廃止処分）が違法又は不当である旨を主張している。

また、請求人は、処分庁における妻の病状調査は関係書類の改ざんや隠蔽の疑いがあり信用することはできず、さらには、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で弁明の機会が設定されたことは不当と主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

妻が通院する主治医からは稼働可能との意見を得て、生活保護法（以下「法」という。）第27条の規定により、妻には求職活動をすること、請求人には妻の求職活動を支援することを指示（以下「本件指示」という。）したにもかかわらず、請求人及び妻（以下「請求人ら」という。）は従わなかった。

さらに、請求人らは、処分庁が設定した弁明の機会に正当な理由なく欠席しており、本件指示に従えない理由も認められないから、請求人らの保護を廃止した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、妻は高血圧症等により稼働困難であること、処分庁の妻の病状調査は書類の改ざんや隠蔽の疑いがあること、適切な弁明の機会が与えられなかったことなどを主張する。しかし、処分庁は、妻の主治医から妻は稼働能力を有しているとの意見を得ており、当該調査に不適切な点は認められず、弁明の機会の付与も設定されていることから、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年7月7日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。また、保護の実施機関は、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者は当該指導又は指示に従う義務があり（法第62条第1項）、保護の実施機関は、当該義務に反したとき、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（同条第3項）。

そこで本件についてみると、本件指示は、妻に稼働能力があるとする主治医の見解を踏まえて行われたものであり、指示の内容に不合理な点は認められない。よって、同条第1項の規定により、請求人らは本件指示に従う義務があったところ、本件において請求人らは本件指示に従う意向がなかったものといわざるを得ないことに加えて、請求人らには本件指示に従わないことについて汲むべき特段の事情も窺われない。このため、本件指示違反をもって保護を廃止することとした処分庁の判断には、特に不合理な点は認められないから、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

この点、請求人は、審査請求書に添付した令和2年7月9日付け診断書及び同月22日付け診断書により、妻には稼働能力がなかった旨を主張するが、これらの診断書は、いずれも原処分後に作成されたものと認められるから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子